

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和３年７月３０日（金） 本社１３Ｆ 会議室	
出席委員	乗 鞍 良 彦（弁護士） 清 野 純 史（大学教授） 池 田 千 鶴（大学教授）	
審議対象期間	令和２年１０月１日～令和３年３月３１日	
抽出案件	抽出案件 ５ 件	件名
条件付一般競争	１ 件	・ 令和３年度鳴門管内舗装補修工事
簡易公募型競争	１ 件	・ 布施畑ＪＣＴ第二Ｇランプ橋他１ 橋耐震補強設計業務
指名競争	１ 件	・ 亀山高架橋（Ｐ３６～Ａ２間）耐 震補強工事
企画競争	１ 件	・ 与島ブランド向上・島旅活性化関 連イベント実施業務
グループ会社契約	１ 件	・ 令和２年度尾道管内瀬戸田他のり 面災害復旧工事
委員からの意見・質 問、それに対する応 答等	意見・質問	回答
	・ 別紙のとおり	・ 別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	・ 意見の具申又は勧告はなかつ た。	

意見・質問	回答（説明を含む）
①入札方式別発注業務について説明 ・ 特になし ②指名停止等運用状況について説明 ・ 特になし ③条件付一般競争（令和３年度鳴門管内舗装補修工事） ・ 本案件の工事箇所において、クラック等による補修箇所が多いのは地形の関係によるものか、供用期間の関係によるものか。 ・ 他の条件付一般競争入札案件に比べ入札者数が多いが、これはどのような理由によるものか。 ・ さらに入札者数が増えるよう手立てを講じられないか。 ・ 低入札価格調査の結果、入札金額が安かった一番の要因は何か。 ・ 地元業者への外注により費用削減を図る場合、優越的地位の濫用が行われていないことを確認しているか。 ④簡易公募型競争（布施畑ＪＣＴ第二Ｇランプ橋他１橋耐震補強設計業務） ・ 随意契約へ移行後、複数回見積合わせを行い契約金額が引き下げられた場合、参加表明書に記載の技術提案が実施されなくなる可能性はないか。 ・ 予定価格はどのような方法で算定しているのか。	・ 路面性状調査の結果、舗装補修基準を超過した箇所がたまたま集中していたため、地形の関係というよりは供用期間の関係によるところが大きい。 ・ 比較的発注規模が大きいため、業者も魅力を感じたのではないかと考える。 ・ 各社とも自社の技術者の状況等を勘案して参加をしていると思うが、引続き検討していきたい。 ・ 自社製品の使用や、地元業者への外注により経費の削減を図ったことが理由である。 ・ 移動にかかる時間や費用が不要になることを勘案して、金額が適正であることを確認している。 ・ 参加表明書に記載された技術提案は実施することが義務付けられているため、契約後実施されなくなることはない。 ・ 当社の積算要領に基づき算定している。また、この要領にない項目については複数社から参考見積を徴収し、その平均を

・ 予定価格が適切でなければ、随意契約へ移行後の見積合わせで見積金額を不当に引き下げてしまうおそれがあるが、予定価格は担保を取れているということで間違いなのか。

・ 不調後2回目以降の発注でも入札者がいなかった場合、どのような方法をとることになるのか。

・ 随意契約へ移行後、10回見積合わせを行っているが、業者側が途中で辞退することは可能か。また、過去に辞退した例はあるか。

⑤指名競争（亀山高架橋（P36～A2間）耐震補強工事）

・ 大手企業と中堅企業で入札金額に大きな差がついているが、どのような理由によるものか。

・ 低入札価格調査結果において、落札業者は手持ち工事なしと回答しているが、実際そのようなことはあるのか。

・ 亀山高架橋が全長約70径間あるうちの半分が施工場所であるが、他の部分も連続して補強工事を行った方が金額が安くなるのではないかと。

・ 入札参加者が比較的多いのはどのような理由によるものか。

・ 25項目において低入札価格調査を行っているが、入札金額が妥当であると判断した決め手となる項目はあるか。

とすることで積算している。

・ 予定価格は当社の積算要領等に基づき適切に算出したものであることから担保は取れている。

・ 発注時期や発注内容を見直す等の検討を行うこととなる。

・ 可能である。過去工事案件で10数回見積合わせを行ったが、最終的に辞退した案件があった。

・ 本工事では大部分を占める支承補完構造の工費について入札参加者から見積を徴収したが、この部分に見積金額の差があったことからそれが理由と考える。

・ 会社としての手持ち工事ではなく、半径10km圏内の近隣で手持ち工事があるかどうかを確認した結果、該当なしとのことであった。

・ 当初、他の橋梁も含めた大きなロットで発注したが不調となった。業者にヒアリングを行ったところ、小規模の方が請けやすいとのことであったため、工事数量を見直した。

・ 公募併用型指名競争案件であり、元々56者を指名したため、入札参加者が多くなったと考える。

・ 特定の項目が決め手となったということではなく、全ての項目を審査した結果である。

- ・ 安く資材を納品できる協力業者から見積りを徴収している者は入札金額が安くなっているが、その協力業者に対して優越的地位の濫用が行われていないか確認しているか。
- ・ 納入業者により価格差がある資材なので、協力業者からの見積りについて、優越的地位の濫用がなかったかの確認は困難である。

- ・ 低入札価格調査のうち、手持ち工事の状況を確認することで評価にどのような影響があるか。
- ・ 手持ち工事が多い場合は技術者を十分に配置できない可能性が高くなり、少ない場合は低くなると評価できる。

⑥企画競争（与島ブランド向上・島旅活性化関連イベント実施業務）

- ・ 企画提案を審査する審査員はどのような基準で選定しているか。
- ・ 発注原課以外に、例えばプロモーションや情報発信の視点で広報担当やweb担当など、審査内容に応じた社員を審査員として社内を選定している。
- ・ 企画競争は、プレゼンテーションを審査した際の高得点者と随意契約する契約であり、価格より品質を重視しているのか。
- ・ 企画競争は、企画内容の品質や業務実施能力を重視する点に特徴があるが、価格についても、事前に提示した概算金額を超えないことを条件としている。

⑦グループ会社契約（令和2年度尾道管内瀬戸田他のり面災害復旧工事）

- ・ 何回不調が続けばグループ会社契約とすることが可能か。災害復旧工事の場合は時間をかけずに契約するべきではないか。
- ・ 不調の回数に制限は無い。最初から公募併用型指名競争入札を行っていれば一度の不調後すぐにグループ会社契約とすることができた。今後、迅速に契約手続を行うためにどのような方法があるのか検討していきたい。
- ・ 3回の不調後グループ会社契約に至っているが、この契約において積算は適正であったか。
- ・ 一般競争等の当社の積算は、積算要領又は見積りによって行っている。一方、今回のグループ会社契約については、その制度上、当社とブリッジ・エンジニアリングが協議を行い、妥当と判断した額が設計金額となる。
なお、協議を行った額は、ブリッジ・エンジニアリングが下請会社から徴収した見積りを採用している。